

第3次周南市環境基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するため、次のとおり公告する。

周南市長 藤 井 律 子

## 1 概要

### (1) 件名

第3次周南市環境基本計画策定業務委託

### (2) 本件の目的

本業務は、平成27年3月に策定した「第2次周南市環境基本計画」の計画終期が令和6年度末となっていることから、第3次周南市環境基本計画の策定に向けた業務を委託するものである。

現計画の検証を踏まえながら、本市を取り巻く状況や国、県の動向、社会情勢の変化を鑑み、令和5年度から令和6年度の2箇年で第3次周南市環境基本計画の策定を行うことを目的としている。

### (3) 本件の内容・履行場所

「3(2)実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法」で掲載する「第3次周南市環境基本計画策定業務委託仕様書」のとおり。

### (4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者（以下、応募者）は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

### (1) 応募者が単体企業である場合の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- イ 参加表明書の提出日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ウ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- オ 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づ

く清算の開始のなされていない者であること。

- カ 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号、以下「排除要綱」という。)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと(前要綱における「登録業者」は、参加をしようとする者に読み替える)。
- キ 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度 周南市競争入札等参加資格者名簿(業務委託)の(大分類)調査・研究(設計関係を除く)の(小分類)計画策定に登録されていること。

## (2) 参加における制限

- ア 同一の者からの参加表明は1件のみとする。
- イ 連名による参加表明は出来ない。

なお、上記の制限において、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は、同一とみなします。

## 3 参加手続

### (1) 担当課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地  
周南市役所環境生活部環境政策課  
電 話 (0834) 22-8324  
FAX (0834) 22-8325  
E-mail kankyo@city.shunan.lg.jp

### (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市公式ホームページ(<https://www.city.shunan.lg.jp/>)からダウンロードするか「3(1) 担当課」で交付する。

## 4 実施要領・仕様書等に係る質問書

### (1) 質問方法

質問票を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

### (2) 提出先及び受信確認先

- ア 参加表明及び実施要領(「4(2)イ」に関することは除く。)に関すること  
令和5年5月11日(木)9時から5月17日(水)17時必着まで  
(受信確認は、土を除く9時から17時までとします。)
- イ 企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに仕様に関すること  
令和5年5月11日(木)9時から6月5日(月)17時必着まで  
(受信確認は、土を除く9時から17時までとします。)

### (3) 提出先及び受信確認先

「3(1) 担当課」に示す場所とする。

### (4) 回答方法

- ア 参加表明及び実施要領(「4(2)イ」に関することは除く。)に関すること

は、令和5年5月18日（木）に周南市公式ホームページに掲載します。

- イ 企画提案書の作成並びに提出に必要な事項及び仕様に関することは、令和5年6月6日（火）に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する全ての参加資格適合者に対して、電子メールにより行います。なお、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する参加資格適合者（参加資格審査結果通知書において、参加資格を有すると認められた者）以外からの質問には、回答しません。

## 5 参加表明書の提出

### (1) 提出方法

郵送又は持参

### (2) 提出期限

令和5年5月24日（水）17時必着（受付時間帯は、土日を除く9時から17時までとします。）

### (3) 提出場所

「3（1）担当課」に示す場所とする。

### (4) 参加資格確認結果

参加表明書の提出者全員に「参加資格審査結果通知書」を通知します。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和5年6月7日（水）から令和5年6月16日（金）17時必着（受付時間帯は、土日を除く9時から17時までとします。）

### (2) 提出場所

「3（1）担当課」に示す場所とする。

### (3) 提出方法

郵送又は持参

### (4) 提出部数

正本1部、副本10部とする。

## 7 選定方法

企画提案書等の評価は、市が設置する「周南市第3次周南市環境基本計画策定業務委託プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者、次いで評価の高い事業者を次点者として特定します。

### (1) 評価（プレゼンテーション及びヒアリング）

日程 令和5年6月27日（火）（予定）

## 8 契約方法

特定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者が失格事項等に該当するなど契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者を受託候補者として再特定し契約締結に向けた協議を行います。

## 9 その他

### (1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ア 提案を行った参加資格適合者が、参加資格要件を満たさなくなった場合。
- イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合。
- ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- オ プレゼンテーション及びヒアリング等を正当な理由なく欠席した場合。
- カ 参考見積金額が実施要領に示している上限額を超える場合。
- キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合。
- ク 本プロポーザルに参加する法人が周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者である場合。
- ケ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### (2) その他の留意事項

- ア 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加表明者の負担とします。
- イ 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消しすることがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ウ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- エ 提出された参加表明書、企画提案書等は返却しません。
- オ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（本市からの指示があった場合を除く。）
- カ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- キ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式9】により、「4 担当課」へ届け出てください。
- ク 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがあります。

- ケ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- コ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- サ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。
- シ 本市から送付する電子メールの添付資料はZ I P形式やP D F形式により2重のパスワードをかける場合があります。2重のパスワードにより受信できない参加表明者は、「4 担当課」の窓口で資料を受け取ることとします。
- ス 本市に提出する書類を郵送で行う場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。
- セ 提出された資料は、本市の外部アドバイザーに資料を貸与することがあります。